

年 月 日

(宛先)西桂町長

住 所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

対象設置者 氏 名 ㊟

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

工事着手等届出書

太陽光発電施設に係る工事について、次のとおり届け出ます。

事業名		
事業区域の所在地		
工事(着手・中断・再開・完了)日		年 月 日
工事施工者	住所	(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
	氏名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
	電話番号	
理由 (中断をしたときに限る。)		

年 月 日

(宛先)西桂町長

住 所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

対象設置者 氏 名 ㊟

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

運用開始等届出書

太陽光発電施設に係る運用について、次のとおり届け出ます。

事業名		
事業区域の所在地		
売電先の電力会社		
運用(開始・停止・再開・廃止)日		年 月 日
保守点検業者	住所	(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
	氏名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
	電話番号	
理由 (停止をするときに限る。)		
措置計画 (廃止をするときに限る。)	撤去 ・ 廃棄	
	景観 ・ 防災	

(宛先)西桂町長

住 所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

対象設置者 氏 名 ⑧

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

地位承継届出書

太陽光発電施設に係る対象設置者の地位の承継について、次のとおり届け出ます。

事業区域の所在地			
総発電出力		kW	
対象設置者	区分	新	旧
	住所 (法人にあつては、 主たる事務所の所 在地)		
	氏名 (法人にあつては、 名称及び代表者の 氏名)		
	電話番号		
保守点検業者	住所 (法人にあつては、 主たる事務所の所 在地)		
	氏名 (法人にあつては、 名称及び代表者の 氏名)		
	電話番号		
地位承継理由			
地位承継年月日		年 月 日	

(宛先)西桂町長

住 所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

対象設置者 氏 名 ㊟

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

管理者変更届出書

太陽光発電施設に係る管理者の変更について、次のとおり届け出ます。

事業区域の所在地			
総発電出力		kW	
管 理 者	区分	新	旧
	住所 (法人にあつては、 主たる事務所の所 在地)		
	氏名 (法人にあつては、 名称及び代表者の 氏名)		
	電話番号		
変更理由			
変更年月日		年 月 日	

様

西桂町長



状況等報告要求書

太陽光発電施設に係る次の事項について、報告書の提出を求めます。

報告事項	
提出期限	年 月 日



(宛先)西桂町長

住 所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

対象設置者 氏 名 ㊟

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

状況等報告書

年 月 日付けで報告を求められた事項については、次のとおり報告します。

報告事項	
------	--

(表)

		第 号
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"><div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写真</div><div style="border: 1px dashed black; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">契印</div></div>	立 入 検 査 員 証	
	所 属 職氏名	
<p>この者は、西桂町太陽光発電施設の適正管理による地域環境の保全に関する条例第15条第1項の規定に基づき立入検査を行う職員であることを証する。</p>		
年 月 日	西桂町長	印

(裏)

<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none">この立入検査員証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。立入検査に従事する場合は、この立入検査員証を常に携帯し、立入検査の際、関係人にこれを提示すること。この立入検査員証は、その身分を有しなくなったときは、直ちに町長に返還すること。 <p>西桂町太陽光発電施設の適正管理による地域環境の保全に関する条例(抜粋)</p> <p>第16条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、太陽光発電施設に関係のある場所に立ち入り、太陽光発電施設の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。</p> <ol style="list-style-type: none">前項の規定により立入検査をする職員は、規則で定める身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
--